

北区立学校給食用物資納入事業者登録制度実施要綱

令和7年7月15日

7北教教学第1868号

教 育 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、北区立学校給食用物資納入事業者登録制度（以下「登録制度」という。）を創設することにより、北区立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）が、あらかじめ登録された納入事業者（以下「登録納入事業者」という。）から、良質な給食用物資を安定的に調達できるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給食物資 別表第1に定める区分の食材（指定物資を除く。）等であつて、教育振興部長が別に定める基準を満たしているものをいう。
- (2) 指定物資 パン、麺及び飲用牛乳をいう。
- (3) 納入事業者 学校に継続的に給食物資を納入する者をいう。
- (4) HACCP コーデックス委員会（国連食糧農業機関／世界保健機関合同食品規格委員会）総会において採択された「危害分析・重要管理点方式とその適用に関するガイドライン」に規定されたHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析・重要管理点）をいう。

(登録制度)

第3条 北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校が良質な給食物資を安定的に調達できる者と認めた納入事業者をこの要綱で定めるところにより、登録納入事業者として認定をする。

2 学校は、登録納入事業者（第10条第1項の規定により認定の停止を受けた登録納入事業者を除く。）と契約をし、給食物資の調達をするものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 緊急的に給食物資の調達を要する場合
- (2) 他の市区町村の学校交流事業の一環で、当該市区町村から給食物資を調達する場合
- (3) 前2号に定めるもののほか教育委員会が個別に認める場合

(認定要件)

第4条 登録制度に登録ができる者は、次に掲げる要件を満たす納入事業者とする。

- (1) 学校給食の目的である児童生徒の健全な発育及び教育に果たす役割を認識し、学校と適宜連絡のうえ、適時適切な納入が可能なこと。
- (2) 食品に関する法律及び諸規定を遵守していること。
- (3) 品質管理が確実に行われ、仕入れ、製造、保管及び配送に至るまで、食品の安全と衛生管理が徹底されているとともに、従業員の衛生及び健康管理が十分に行われていること。

- (4) 仕入れ、製造、加工能力等を有し、学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給できること。
- (5) 学校が指定した方法、期日、時刻及び場所に納入できる配送能力を有していること。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく許可を要する事業者については、学校に給食物資を納入する営業所が所在する管轄保健所が発行した食品衛生監視票の評点（監視採点結果）が70点以上であること。
- (7) HACCPに沿った衛生管理に取り組んでいること。
- (8) 第10条第2項に定めるところにより登録を取り消された納入事業者（同項第3号に該当することにより取消しを受けた者を除く。）は、その取消しの日の属する月の末日から2年を経過していること。

（申請の手続）

第5条 登録納入事業者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北区立学校給食用物資納入事業者登録審査申請書兼口座振替依頼書（第1号様式。以下「申請書」という。）及び次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。

- (1) 食品営業許可書の写し（食品衛生法に基づく許可を要する事業者であるとともに、学校に納入する給食物資に係る食品営業許可を要する事業者に限る。ただし、北区保健所で許可を受けている場合は、提出を省略することができる。）
- (2) 食品衛生監視票の写し（食品衛生法に基づく許可を要する事業者であって、営業所が所在する管轄保健所が1年以内、かつ申請日において食品衛生法の改正（食品衛生監視票に関わる部分）がされている場合は改正後の食品衛生法に基づき発行した食品衛生監視票とする。）
- (3) 振込口座が確認できる書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類。

2 申請者は、別に定める期間に前項の書類を提出するものとする。

（認定の審査）

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合、第4条各号に定める要件を満たしているかを審査し、また必要に応じて調査を行い、登録納入事業者の認定又は不認定を決定する。

2 審査については、別表2に定める基準による。

（認定又は不認定の決定）

第7条 教育委員会は、前条による審査の結果、登録納入事業者として認定をすると決定した場合は北区立学校給食用物資納入事業者登録認定証（第2号様式。以下「認定証」という。）により、不認定と決定した場合は北区立学校給食用物資納入事業者登録の審査結果について（第3号様式）により、それぞれ申請者に交付するものとする。

2 教育委員会は、前項の認定をする場合、5年を超えない範囲で認定の有効期間を定めるものとする。

3 第1項の認定は、5年ごとの更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失う。ただし、次条第3項の場合はこの限りでない。

(認定の更新)

第8条 前条第3項の更新をしようとする登録納入事業者は、第5条の規定に基づき申請をするものとする。

2 前項の更新に係る申請の手続については、前3条の認定に係る申請の手続の例による。

3 第1項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「認定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録事項の変更)

第9条 登録納入事業者は、第5条の申請の内容に変更が生じたときは、速やかに北区立学校給食用物資納入事業者登録変更申請書（第4号様式）及び次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 食品営業許可書の写し（食品衛生法に基づく許可を要する業種で学校給食用物資の納入に係る業種の追加がある場合に限る。）

(2) 食品衛生監視票の写し（食品衛生法に基づく許可を要する業種で学校給食用物資の納入に係る業種の追加がある場合、又は営業所の所在地が変更となった場合に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類。

2 前項の申請は、第12条に規定する認定証の再交付の申請があったものとみなす。

3 教育委員会は、第1項の書類の提出を受けたときは、速やかに学校へその旨を報告する。

(認定の停止又は取消)

第10条 教育委員会は、登録納入事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて、当該登録納入事業者の認定を停止することができる。

(1) 保健所の指導を受けたとき。

(2) 正当な理由なく、前条第1項の変更に係る書類を提出しなかったとき。

(3) 正当な理由なく、次条に定める教育委員会の調査に応じなかったとき。

(4) 正当な理由なく、契約を履行しない又は再委託をしたとき。

(5) 北区の競争入札参加資格の指名停止措置を受けたとき。

(6) 正当な理由なく認定を受けた給食物資以外の給食物資を取り扱ったとき。

2 教育委員会は、登録納入事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録納入事業者の認定を取り消すものとする。

(1) 第4条各号に定める要件を満たさなくなったとき。

(2) 前項に規定する認定の停止を受けてもなお、当該停止に係る事項について改善が認められないとき。

(3) 北区立学校給食用物資納入事業者登録取消申請書（第5号様式）を提出したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。

(5) 認定証を譲り又は貸与して、他人に契約をさせたとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が、学校給食の健全な運営を損なうものとして

適格性を有しない登録納入事業者であると判断したとき。

(調査)

第 1 1 条 教育委員会は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員に、登録納入事業者について調査させることができる。

(認定証の再交付)

第 1 2 条 第 9 条に規定する登録事項の変更をする場合又は認定証を紛失し、若しくはき損した場合において、認定証の再交付を受けようとする登録納入事業者は、北区立学校給食用物資納入事業者登録認定証再交付申請書（第 6 号様式）により申請をするものとする。ただし、第 9 条に規定する登録事項の変更の場合はこの限りでない。

2 教育委員会は、前項の申請があった場合において、紛失又はき損の理由が正当であると認めるときは、認定証の再交付をするものとする。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項、基準、要件等は教育振興部長が定める。

付 則（令和 7 年 7 月 1 5 日 7 北教教学第 1 8 6 8 号）

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日以降に実施する学校給食に係る給食用物資の納入から適用する。

別表第1（第2条関係）

1	野菜・果実
2	食肉（鳥肉を除く。）
3	卵・鳥肉
4	鮮魚
5	米穀類
6	豆腐・かまぼこ等加工食品
7	乾物
8	その他（塩、醤油、味噌、油その他の調味料等）

別表 2（第 6 条関係）

「北区立学校給食用物資納入事業者登録制度」登録審査基準

審査項目（登録要件の項目）		審査方法
1 物資供給能力	学校給食の目的である児童生徒の健全な発育及び教育に果たす役割を認識し、学校と適宜連絡のうえ、適時適切な納入が可能なこと。	書類及び必要に応じて行う調査により、審査する。
2 法令遵守	食品に関する法律及び諸規定を遵守していること。	
3 品質管理	品質管理が確実に行われ、仕入れ、製造、保管、配送に至るまで、食品の安全と衛生管理が徹底されているとともに、従業員の衛生及び健康管理が十分に行われていること。	
4 納入状況	仕入れ、製造及び加工能力等を有し、学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給できること。	
5 配送能力	学校が指定した方法、期日、時刻及び場所に納入できる配送能力を有していること。	
6 衛生管理①	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく許可を要する事業者については、学校に給食物資を納入する営業所が所在する管轄保健所が発行した食品衛生監視票の評点（監視採点結果）が70点以上であること。	
7 衛生管理②	H A C C P に沿った衛生管理に取り組んでいること。	

北区立学校給食用物資納入事業者登録審査申請書兼口座振替依頼書

年 月 日

東京都北区教育委員会 あて

〒

所在地

商号または名称

代表者職・氏名

北区立学校給食用物資納入事業者として登録をしたいので、次のとおり申請します。なお、本申請書の記載事項は、事実と相違ないこと及び変更が生じた場合には速やかに変更届を提出することを誓約します。

登録番号※不明・無しは空欄									組織形態	
フリガナ									☐株式会社☐有限会社 ☐合資会社☐合名会社 ☐個人事業主☐協同組合 ☐財団法人（公益・一般） ☐社団法人（公益・一般） ☐その他（ ）	
商号 または 名称										
代表者の役職名										
フリガナ							フリガナ			
代表者氏名							営業担当 氏名			
営業所 所在地	〒						電話番号	()		
							FAX 番号	()		
							メールアドレス			
取扱食材の登録区分 ※複数選択可						主な取扱品目（具体的な品目名を記載のこと。）				
☐野菜・果実 ☐食肉（鳥肉を除く。） ☐卵・鳥肉 ☐鮮魚 ☐米穀類 ☐豆腐・かまぼこ等加工食品 ☐乾物 ☐その他（塩、醤油、味噌、油その他の調味料等）										
配送可能地域 ※区内全域以外を選択する場合は、複数選択可							最大供給能力（食数や重量、配送台数、 配送車の種類等、同一時刻に配送可能な校 数等、配送条件を記載すること。）			
☐区内全域 ☐王子地区 ☐赤羽地区 ☐滝野川地区	☐特定エリアのみ 【エリア名】		☐特定校のみ 【学校名】							

第1号様式（第5条関係）（全3枚中2枚目）

北区立学校の主な納入実績 ※北区立学校以外の学校名（国立・都立・私立や他自治体）は次の記載欄へ	申請時点から過去 1 年間以内に納入した北区立学校の数： 校 納入学校名称		
	申請の認定後に納入する予定の北区立学校の数： 校 納入学校名称		
北区立学校以外の主な納入先			
主な仕入先			
台風や積雪等、不測の事態により納入が難しくなった場合の対応について記入すること。 例）発注先の学校等へ直ちに連絡を行い、学校等の指示により、最善の対応を行う。等			
配送時の冷凍・冷蔵品の温度管理方法について、配送時の対応を具体的に記入すること。 例）冷蔵車、冷凍車で配送している。 例）冷蔵車、冷凍車は無く、クーラーボックスに保冷剤を入れて配送している。等			
衛生管理上で、注意している点や配慮している点、工夫していることなどを記入してください。			
許可等取得状況 （本登録にかかわるすべての営業許可等の取得状況を記入すること。）※複数選択可	☐ 食肉販売業 ☐ 魚介類販売業 ☐ 豆腐製造業	☐ 麺類製造業 ☐ 水産製品製造業 ☐ 食肉製品製造業 ☐ 取得無し（対象外）	☐ その他（許可名称を以下に記載）
登録にあたって、下記事項を遵守できる場合は、□の欄にレ点を入れること。			
☐ 上記のほか、本申請関係書類に記載の内容は事実と相違ありません。また、以下の事項について内容を理解し、遵守します。 1. [北区立学校給食用物資納入事業者登録制度にかかる申請手引き]の内容を遵守すること。 2. 学校給食の目的である、児童・生徒の健全な発育及び教育に果たす役割を深く認識すること。 3. 給食物資の納入・規格基準に基づき、学校等へ納入すること。また、納入物資が規格に反し、または所定の品質を満たさない状況にある場合は、直ちに代替品を用意し、給食業務の円滑な運営に支障のないよう最善の対応を行うこと。 4. 物資納入先である学校の事情を考慮し、指定の日時・場所に学校指定の方法で納入すること。 5. HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいること。			

北区立学校給食用物資に係る支払金について、以下の口座に振り込むことを依頼します。

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農協										支店
金融機関コード					支店コード						
預金種別（該当に☑）	普通預金 ☐							当座預金 ☐			
口座番号								※口座番号は左詰めで記載して下さい。			
口座名義カタカナ											

第 年 月 日 号

様

東京都北区教育委員会

北区立学校給食用物資納入事業者登録認定証

ご申請いただきました、「北区立学校給食用物資納入事業者登録」の審査結果について、下記のとおり認定します。

記

1 登録番号

2 登録期間

年 月 日から 年 月 日

3 登録食材区分（○印）

1	野菜・果実	
2	食肉（鳥肉を除く。）	
3	卵・鳥肉	
4	鮮魚	
5	米穀類	
6	豆腐・かまぼこ等加工食品	
7	乾物	
8	その他（塩、醤油、味噌、油その他の調味料）	

4 その他

- (1) 登録期間中、申請内容に変更が生じた場合は速やかにご連絡願います。
- (2) その他、詳細につきましては、担当までご連絡ください。

<問合せ先>

第 年 月 日
号

様

東京都北区教育委員会

北区立学校給食用物資納入事業者登録の審査結果について

ご申請いただきました、「北区立学校給食用物資納入事業者登録」の審査結果について、下記のとおり通知します。

記

- 1 審査結果
不認定
- 2 審査理由

<問合せ先>

北区立学校給食用物資納入事業者登録変更申請書

年 月 日

東京都北区教育委員会 あて

〒 ー

所在地

商号または名称

代表者職・氏名

変更理由及び変更する項目
のみ記入すること

（【変更理由】 _____ ）のため、

下記のとおり変更申請します。

登録番号※不明・無しは空欄									組織形態		
フリガナ									☐ 株式会社 ☐ 有限会社		
商号 または 名称									☐ 合資会社 ☐ 合名会社		
									☐ 個人事業主 ☐ 協同組合		
									☐ 財団法人（公益・一般）		
									☐ 社団法人（公益・一般）		
									☐ その他（ ）		
代表者の 役職名											
フリガナ								フリガナ			
代表者 氏名								営業 担当氏名			
所在地								電話番号	（ ）		
								FAX 番号	（ ）		
								メールアドレス			
取扱食材の登録区分 ※複数選択可							主な取扱品目（具体的な品目名を記載のこと。）				
☐ 野菜・果実 ☐ 食肉（鳥肉を除く。） ☐ 卵・鳥肉 ☐ 鮮魚 ☐ 米穀類 ☐ 豆腐・かまぼこ等加工食品 ☐ 乾物 ☐ その他（塩、醤油、味噌、油その他の調味料）											
配送可能地域 ※区内全域以外を選択する場合は、複数選択可								最大供給能力（食数や重量、配送台数、配送車の種類等、同一時刻に配送可能な校数等、配送条件を記載すること。）			
☐ 区内全域 ☐ 王子地区 ☐ 赤羽地区 ☐ 滝野川地区		☐ 特定エリアのみ 【エリア名】			☐ 特定校のみ 【学校名】						

配送時の冷凍・冷蔵品の温度管理方法について、配送時の対応を具体的に記入すること。 例) 冷蔵車、冷凍車で配送している。 例) 冷蔵車、冷凍車は無く、クーラーボックスに保冷剤を入れて配送している。等												
食品衛生法に基づく許可を要する業種が追加となった場合は、追加する業種にチェックすること。(複数選択可) ※追加となった業種については、併せて営業許可書の写しを提出すること。				☐ 食肉販売業 ☐ 魚介類販売業 ☐ 豆腐製造業		☐ 麺類製造業 ☐ 水産製品製造業 ☐ 食肉製品製造業 ☐ 取得無し(対象外)		☐ その他(許可名称を以下に記載)				
食品衛生監視票の提出				☐ ※提出する場合は、左記チェックすること。 【提出する理由】 ☐ 業種の追加 ☐ 営業所の所在地変更 (併せて、所在地変更後の保健所による営業許可を取得すること) ☐ その他(理由を下記ご記載ください) 								
金融機関名				銀行・信用金庫・信用組合・農協 支店								
金融機関コード								支店コード				
預金種別(該当に☑)				普通預金 ☐				当座預金 ☐				
口座番号										※口座番号は左詰めで記載して下さい。		
口座名義カタカナ												

北区立学校給食用物資納入事業者登録取消申請書

年 月 日

東京都北区教育委員会 あて

〒 ー

所在地
商号または屋号
代表者職・氏名

以下のとおり、登録の取消しを申請します。

取消理由	
取消年月日	年 月 日
備 考	

北区立学校給食用物資納入事業者登録認定証再交付申請書

年 月 日

東京都北区教育委員会 あて

〒 —

所在地
商号または屋号
代表者職・氏名

以下のとおり、認定証の再交付を申請します。

登録番号	—
申請理由	
備 考	